

平成 27 年度事業計画

1. 平成 27 年度事業活動推進の理念

「会員相互の発展と活力ある公益社団法人を目指して」

- (1) 組織基盤の強化と会員の強化拡大推進。
- (2) あん摩マッサージ指圧師（以下「あま指師」という。）の「目に見える地域社会貢献活動」の推進。
- (3) 会員支援の為の事務局機能の拡充と強化。

2. 主要事業計画

本会が、上記理念に基づき、以下に示す事業活動を推進することにより、会員の「資質向上と業容安定化」を図ると共に、一般社会に「安全・安心」の施術を提供し、国民の保健衛生・健康増進に寄与する。

1) 組織基盤の強化

本会は、社会福祉法人日本盲人会連合（以下「日盲連」という。）と密接な関係にあり、日盲連が築いている各都道府県・政令指定都市に存在する団体等との関係を強化し、組織の拡大を推進していく。

2) あま指師の資質向上を図る事業

この事業は、あま指師施術について、有資格者の知識・技術研鑽を目的とした研修会を開催し、併せて国民の一般的医学知識の醸成を推進するものである。会員の資質向上と国民の一般的医学知識の習得の為、社会福祉法人日本盲人会連合あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師協議会「以下（日盲連あはき協議会）という。」と共催した中央三療研修会をはじめとして、各地域の任意団体が主催する三療研修会を開催する。更にこれらの研修を公益財団法人東洋療法研修試験財団「以下（財団）という。」が制定する生涯研修として位置づけ、より充実した資質向上のための研修事業として行っていく。

なお、この事業は国民の一般的医学知識の醸成の推進も役割の一つであり、不特定多数の者の参加を容易にしている。前述の国民の一般的医学知識の醸成推進の具体的方策として、「目に見える地域社会貢献活動」を計画し実施していく。

これは、全国各地域に存在する各種団体等が開催する事業（イベント・お祭り等）に参画し、本会会員が持っている「安全・安心」の施術を提供することにより国民の健康の増進に寄与すると共に、一般的医学知識の醸成も併せて推進するものである。

本年度の活動としては、年2回開催している神奈川・千葉・埼玉の「合同実技研修会」を参考事例とし、技術研鑽活動が十分実施されるように支援していく。

又、近年において国家資格を有しない者（無資格者）によると思われる「手技による医業類似行為」が跋扈しており、これら無資格者から医業類似行為を受けた受療者からの「危害・健康被害」等の訴えが頻発している。

これらの事象は、有資格者の業容に大きな影響を与えているばかりでなく、一般

国民に対して公衆衛生上看過できない状況となっており、地域団体を挙げて「あはき法」の遵守運動を強く推進して行く。

本会は、下記の研修会等を開催し、有資格者の知識・技術研鑽を更に進め、あん摩マッサージ指圧施術者の地位を確固たるものとするための活動を推進して行く。

※三療研修会等開催予定※

- (1)中央三療研修会：平成 27 年 7 月 26 日(日)に開催決定
- (2)関東地域三療研修会：平成 27 年 9 月 26 日(土)に開催決定
- (3)北信越地域三療研修会：平成 27 年 11 月頃に開催予定
- (4)九州地域三療研修会：平成 27 年 9 月頃に開催予定
- (5)中国地域三療研修会：平成 27 年 11 月 28 日(土)・29 日(日)に開催決定
- (6)第 4 回神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会：平成 27 年 7 月 18 日に開催決定
- (7)第 5 回神奈川・千葉・埼玉合同実技研修会：平成 28 年 2 月に開催予定

3) 健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業

3) -1 健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業について

この事業は健康保険制度を利用した、あん摩マッサージ指圧・施術による療養を、国民に広く周知させる為の事業である。

具体的には、筋麻痺及び関節拘縮等の機能障害に関して、原因とする疾病が多種多様であり、療養を受ける患者はこれらの疾病に対して、健康保険を適用したあん摩マッサージ指圧・施術を受療する事が出来るかどうかを判断する知識や情報をもっておらず、患者が最良の選択をできる状態にない。

そこで本会では、あま指師による「安全・安心で質の高い施術」について国民への周知や「厚生労働大臣免許保有証」の普及に努めている。

全国の施術所において「健康保険施術マニュアル」を施術対象者に配賦し、保険適用となる要件について、来所・訪問の患者を問わず丁寧かつ詳細に説明するなど、健康保険療養費支給制度の普及・推進活動を図っていく。

昨年度は、チラシ等を作成し、施術所室内に掲示するなどして周知活動を進めてきたが本年も引き続き更なる普及・推進を図る。

又、来所した被保険者や往療した際の被保険者・家族等に対してチラシ内容を説明し、健康保険制度を利用したあん摩マッサージ指圧・施術による療養が可能であることを、国民に広く周知させる。

3) -2 健康保健療養費支給申請の相談・助言・支援を行う事業

この事業は、あん摩マッサージ指圧施術を行った結果の療養費について、あま指師に対し健康保険療養費支給請求手続き等を含めた相談・助言・支援を行っている。この内、療養費支給申請の事務代行について、前年度の支援成果は大きく、更に推進することにより、患者・施術者にとって煩わしい手続の負担軽減を計ると共に施術の取込み等を容易にし、業容安定化への支援を更に高めていく。

併せて広く一般の人々に「安全・安心」の施術を提供し、国民の公衆衛生の向上に資し、更には健康保険の適正運営に寄与する事業を展開すると共にこの事業の拡大を一層推進する。

3) -3 療養費支給申請システムの構築

システム開発仕様等の作成については完了しているが、既存の運用システムと融合したシステムにすべく、本年も検討を進め、実現に向けて推進していく。

4) 学術振興、施術研究の成果及び資料の提供を行う事業

4) -1 関係する諸団体からの各種情報収集と発信事業

情報収集事業としては、関係する諸団体が開催する会議及びセミナー、シンポジウム等に参加し、あま指師が必要とする情報を収集・発信する。情報を発信する手段としては、ホームページ（月次更新）及び日本マッサージ新報（以下「日マ新報」という。）（4回発行/年）がある。

日マ新報（墨字・点字）については会員への配布だけでなく、日盲連、都盲協、点字図書館、都道府県・政令指定都市にある視覚障害者福祉協会等団体に無料配布し、情報発信事業を推進しており今後も本事業を継続していく。

4) -2 施術研究の委託事業、海外文献の翻訳委託事業

学術振興事業としては、本会の事業に密接な関連を持っている大学及びそれらの研究室に対して、(1)現在の施術方法の改善(2)あん摩マッサージ指圧の将来展望(3)西洋医学とあん摩マッサージ指圧の高度な融合(4)あん摩マッサージ指圧の医学的検証等々のテーマを持って学術振興事業を委託推進する。

昨年度来、研究等委託については、明治国際医療大学矢野忠教授に「タッチング手技の技術レベルが脳活動に及ぼす基礎的研究（研究委託題目：fMRI を利用した掌擦過に伴う感覚処理の脳活動計測）」の施術研究の委託事業を進めてきた。

これらの研究成果については、ホームページ及び日マ新報等を通じて要旨を掲載し、施術者及び患者に対して情報を発信すると共に、点字、音声コード、拡大文字、一般文字、等各種媒体での情報提供を実施していく。

3. その他の事業（相互扶助等事業）について

1) 会員の福利厚生に資する事業

会員の福利厚生の充実を図ると共に、あま指師の生活基盤の安定を支援するため、三井住友海上火災保険と提携し(1)団体損害保険制度(2)団体所得補償保険制度を導入し現在に至っている。

いずれの保険も、加入会員の経済的負担と精神的負荷を軽減し、生業の安定を支援する目的の事業であり、更に多くの会員の団体損害保険加入を推進していく。

2) 会員に対する情報提供と相互情報交換事業

2) -1 関係諸団体からの各種情報収集・情報提供と相互情報交換事業

本会が関係する諸団体の各種会議及びセミナー、シンポジウム等に役員が出席し、その内容や意見交換などで収集した情報を(1)ホームページ(2)日マ新報等に掲載して公表する。この情報は、本会会員はもとより一般社会の不特定多数の者の閲覧を容易にしている。このような各種媒体（点字、音声、音声コード、拡大文字、一般文字）での情報提供については、既に日マ新報をホームページ上において音声を提供し、点字版についても会員及び関係する諸団体、日盲連傘下の各視覚障害者の団体に対し墨字版と共に送付し、各種情報提供を行っている。

本年度も、各種媒体での情報提供を更に推進する。

2) -2 健常者との意見交換会

視覚障害者に対する理解者（ファン）の底辺拡大を図る活動を推進。

(1) 健常者から見た（感じた）視覚障害者の生活環境について

(イ) 公共交通機関の利用環境。

- (□) 通行（特に歩道）環境。
 - ①歩道上の障害物について。
 - ②自転車の恐怖。
- (2) 近隣小学校の教育（4年生を対象）の一端に参画させて頂き、視覚障害者の身近な生活について話し合いをして相互理解を深める活動を進めていく。
- 2) -3 ホームページの機能アップ
 - (1) 会員同士が情報の受発信を自由に書き込みできるシステムを追加・確立していく。
 - (2) ホームページの白黒反転及び音声化等の導入を進めていく。